

令和2年7月10日

保護者各位

鹿屋市子育て支援課
杉の子保育園

新型コロナウイルス感染症に係る保育所等の対応（保護者用）について

日頃から本市の子育て施策並びに本園の運営に多大な御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関して保育所等における児童受け入れの考え方等について別紙のとおりお知らせいたします。

つきましては、本市及び本園の対応について御理解いただきますとともに、感染拡大防止に御協力いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（保護者用）

1 新型コロナウイルス感染症の対応に関する基本的な考え方

- 園児が、「濃厚接触者」に特定された場合又はPCR検査で「陽性」と判定された場合は、市又は保育園から登園自粛又は停止の要請を行います。

※ 濃厚接触者の特定は保健所が行います。保健所の指示に従ってください。

- 施設におけるクラスター感染を防止するため、次の症状がある場合は、速やかに帰国者・接触者相談センター【鹿屋保健所（0994-52-2106）】にご相談ください。

- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ② 重篤化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ③ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合
- ④ 急に「におい」や「あじ」を感じない等の症状がある場合

※ 医療機関を利用する際は、診察を受ける医療機関に対し、事前に必ず電話で症状を伝え、医師の指示に従ってください。

2 園児又は保護者が濃厚接触者に特定された場合

PCR検査の結果に関わらず、当該園児又は保護者が感染者と接触した日の翌日から起算して14日間の登園自粛をお願いします。

3 園児が感染者となった場合

当該園児は、治癒するまで登園できません。園は臨時休園となります。

※ 市の要請に基づく休園については保育料の軽減措置があります。

※ 再開は、健康観察期間（14日間）の終了を目安とします。

4 保護者が感染者となった場合

園児は、濃厚接触者となるため「2」を参照ください。

5 濃厚接触者に特定されていない保護者がPCR検査を受ける又は受けた場合

濃厚接触者に特定されていない保護者が、勤務先等で「感染リスクがある者」としてPCR検査を受ける又は受けた場合は、検査の結果により（園児の）登園の可否を判断いたします。

なお、検査を受けるまでの間、又は検査結果が出るまでの間において、勤務先等から保護者に対し出勤自粛の要請がある場合は、園児も同じ期間の登園自粛をお願いします。

※ 検査結果が、『陰性』の場合であっても保護者が勤務先等から出勤自粛の要請がある場合は、園児も同じ期間について登園自粛をお願いします。

※ 検査結果が、『陽性』の場合は、園児は濃厚接触者となりますので「2」へ

6 その他

- (1) 保護者等の『陽性』が判明した場合には、市として統一的な対応を行う必要があることから、速やかに入所する保育園又は子育て支援課保育所担当（0994-31-1134）までご連絡ください。

※ 休日、時間外の場合は、市役所代表（0994-43-2111）へ連絡いただければこちらからご連絡いたします。

- (2) SNS等の不確かな情報拡散は、差別や偏見が生じる恐れがありますので厳に謹んでください。万が一、我が身に起こったときのことを考えて行動しましょう。